

中国個人所得税の所得調整¹機能とその問題点について

宇都宮浩一

(愛知大学国際中国学研究センター研究員)

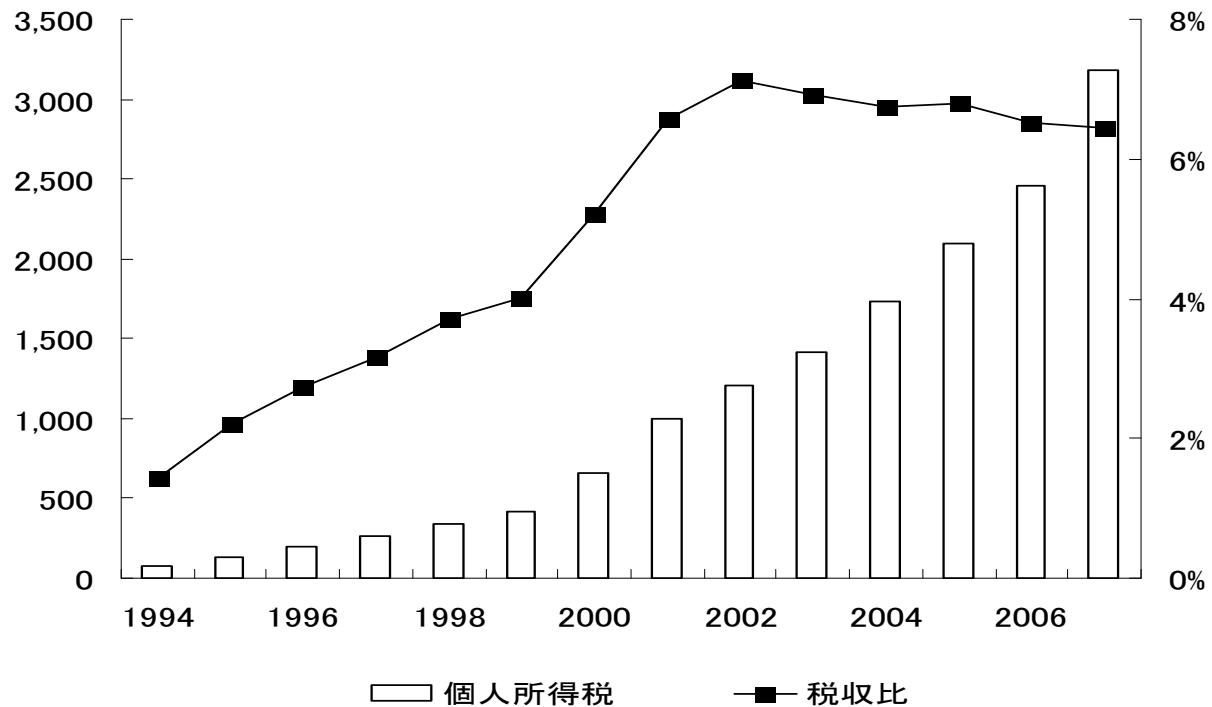
中国の経済成長は、誰にその恩恵をもたらしているのであろうか。経済成長の成果とその分配について、和諧社会の確立を目指す中国のみならず世界中の注目が集まっており、社会主義国である中国において、所得格差が議論されるようになった。中国の所得格差問題は中国の内需拡大を制約する要因であり、GDP 世界第 3 位の経済規模になろうとしている今日に至っては、金融問題で混乱する世界経済に与える影響も小さくないことから、所得格差を改善するための方策が求められている。所得格差の改善に有効な個人所得税の活用は注目すべき課題であるが、その控除額の水準については議論があるものの、世界経済とのかかわりを視野に入れた研究は、日中を問わず不足している。

本研究では、中国の個人所得税と所得格差の関係、問題の所在および今後のあり方について検討している。中国の個人所得税は、図 1 に示すとおり税収全体に占める割合が小さく、2002 年以降は停滞しているものの 2006 年には 2001 年の 3.1 倍の税収となっている。また図 2 に示すとおり、経済発展地域ほど個人所得税収が多いという相関関係が見られた。これらのことから、個人所得税は所得格差を縮小する方向に機能しているように見える。しかし、表 3・表 4 の地区・所得種類別をみると、東部の給与所得に税収が集中する一方、利子・配当所得からの税収はシェアが低下した。この間の金融の発達・開放や預金残高の増加を考慮すると、主として金融・資産関連で課税漏れが生じている可能性がある。

課税漏れは、そのほとんどが国外へと向かっていると考えられる。中国の富裕層は、その所得・資産を、図 5 に示すように自ら外国籍となるか、企業を通じた対外直接投資の形態を利用して国外に移しており、最上層における社会的排除が生じている。流出先はタックス・ヘイブンである可能性が高く、実際には表 6・表 7 のように中国とタックス・ヘイブンとの直接投資は非常に活発化している。これは、中国国内から所得や資産が失われていることを示しており、給与所得に負担が集中すれば、所得格差の解消は非常に困難となる。この対策としては、国外流出を前提とした個人所得税改革が必要である。税務職員の増員や情報化のさらなる推進など徴税制度改革は無論だが、2008 年に企業所得税に導入されたタックス・ヘイブン対策税制を個人所得税にも拡大適用するなど、所得・資産の海外流出にルールを設けるべきである。

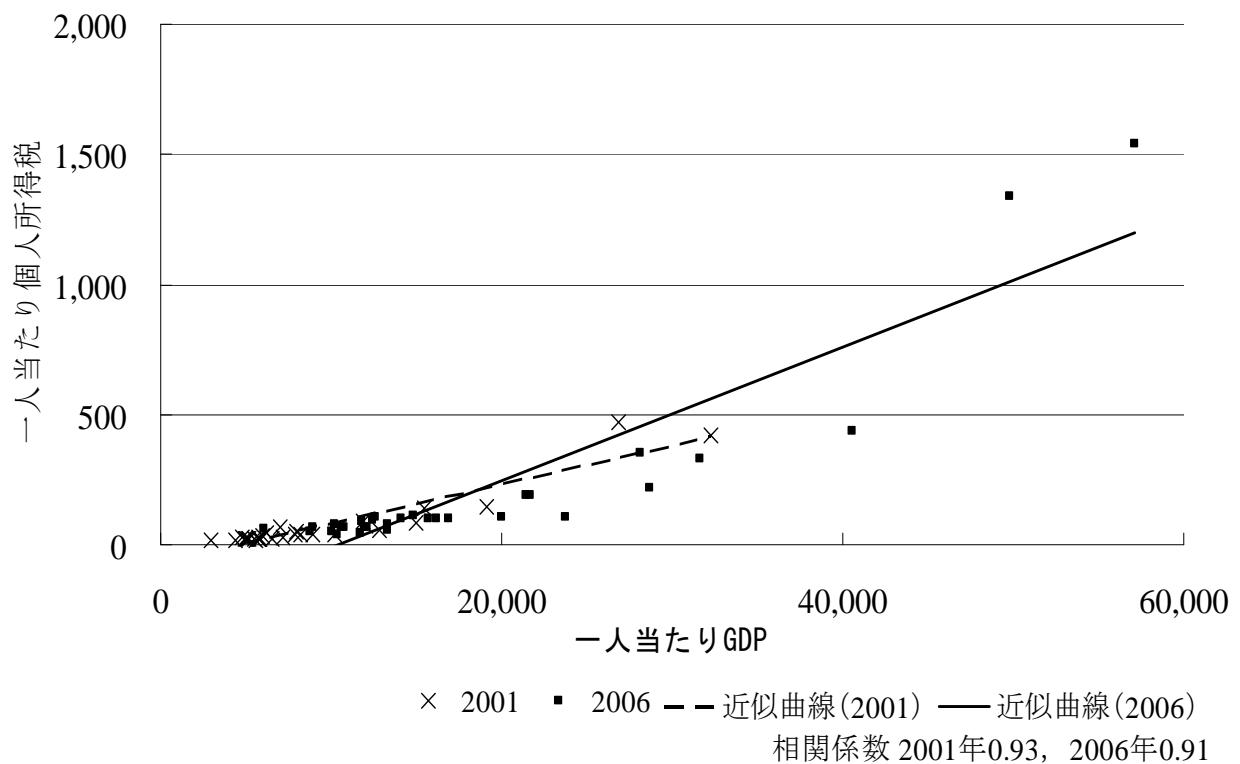
¹ 一般的には「所得再分配」という言葉が使われるが、この言葉には「一度集めた所得を分け配る=財政支出」という概念が含まれている。本稿の研究対象は「税制による所得調整」であり、あくまで財政収入面、租税論に絞った研究である。無論、分配面も考慮されるべきであるが、今回の研究対象ではない。このため、本稿では一般的ではないが、厳密性から「所得調整」という言葉を使っている。

図1 中国の個人所得税収と税収に占める割合(億元、%)



出所) 図2-2と同じ

図2 2001年と2006年の省・自治区・直轄市別分布 (単位:元)



注) 個人所得税収は各地域の国家税務局と地方税務局の徴収額を合算したものである。

出所) 中国統計年鑑、中国税務年鑑より作成

表3 所得種類別にみた各地区のシェア (単位: %)

	2001		2006	
	給与所得	利子所得	給与所得	利子所得
東部	81.30	65.28	80.22	66.80
中部	9.91	19.75	9.86	18.51
西部	8.79	14.97	9.91	14.69
合計	100.00	100.00	100.00	100.00

注) 各地域の国家税務局と地方税務局の徴収額を合算したものである。なお、地区分類は以下の通りである。

東部：北京・天津・河北・遼寧・上海・江蘇・浙江・福建・山東・廣東・海南

中部：山西・吉林・黒龍江・安徽・江西・河南・湖北・湖南

西部：その他

出所) 中国統計年鑑、中国人口年鑑、中国税務年鑑より作成

表4 各地区における所得種類の構成比 (単位: %)

	2001					2006				
	給与	事業	請負 経営	利子・ 配当	その他	給与	事業	請負 経営	利子・ 配当	その他
東部	47.82	12.46	2.42	32.53	4.76	57.32	11.36	1.00	24.66	5.67
中部	25.01	24.82	2.79	42.24	5.14	38.09	19.11	1.51	36.92	4.37
西部	26.71	24.17	4.02	38.56	6.54	40.72	20.61	2.39	31.18	5.10

出所) 表3 と同じ

図5 個人の租税回避



注1) 子会社が外貨収入を得た場合は1ヶ月以内に中国側に支払われなければならない。

出所) 筆者作成

表 6 中国の対外直接投資（フロー、単位：億元）

	2005			2006		
	国名	金額	シェア	国名	金額	シェア
1	ケイマン(英)	416.69	42.11	ケイマン(英)	611.45	44.42
2	香港	276.00	27.89	香港	541.06	39.30
3	ヴァージン(英)	98.96	10.00	ヴァージン(英)	42.01	3.05
4	韓国	47.52	4.80	ロシア	35.29	2.56
5	アメリカ	18.71	1.89	アメリカ	15.48	1.12
6	ロシア	16.41	1.66	シンガポール	10.32	0.75
7	オーストラリア	15.58	1.57	サウジアラビア	9.15	0.66
8	ドイツ	10.39	1.05	アルジェリア	7.72	0.56
9	カザフスタン	7.66	0.77	オーストラリア	6.84	0.50
10	スーダン	7.36	0.74	ザンビア	6.83	0.50

注) 年末レートで換算している。2005年は1ドル=8.07元、2006年は1ドル=7.81元。

出所) 対外直接投資公報 2007

表 7 自由港(英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島・サモア・モーリシャス(2006年のみ))を経由した対中直接投資の来源(フロー、実行ベース、単位：億元)

	2005				2006			
	件数	シェア	実行額	シェア	件数	シェア	実行額	シェア
香港	1,297	36.46	338.34	33.71	2,298	55.97	695.32	55.97
台湾	1,517	42.65	338.34	33.71	1,026	24.99	307.10	24.72
米国	255	7.17	58.19	5.80	349	8.50	105.70	8.51
EU	75	2.11	4.28	0.43	243	5.92	73.46	5.91
韓国	6	0.17	2.91	0.29	21	0.51	6.48	0.52
日本	12	0.34	0.97	0.10	11	0.27	3.51	0.28
その他	395	11.10	260.69	25.97	158	3.85	50.66	4.08
合計	3,557	100.00	1,003.71	100.00	4,106	100.00	1,242.23	100.00

注) 年末レートで換算している。2005年は1ドル=8.07元、2006年は1ドル=7.81元。

出所) 中国外商投資報告 2007年版 99ページより作成

宇都宮浩一, co_utu@yahoo.co.jp